

新 規 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第8号	受理年月日	令和6年11月28日
請願の件名	<p>国に「現行保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること」についての請願</p> <p>(要旨)</p> <p>国に対し、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。</p> <p>(理由)</p> <p>政府は12月2日から現行の健康保険証の発行を停止していますが、医療現場の実態や保険証存続を求める国民の声を無視した健康保険証の廃止はやめるべきです。</p> <p>厚労省の9月時点での調査ではマイナ保険証登録者のうち、病院や薬局で実際に利用している人は13.87%にとどまっています。また、8月30日付けの宮崎日日新聞は「厚労省が行った現行の健康保険証廃止に関する意見公募には5万3028件が集まり、マイナ保険証への懸念を訴える意見が多かった」「別人情報のひも付けの誤りなどによる個人情報流出を心配する声が目立った」と伝えています。</p> <p>全国保険医団体連合会（保団連）の調査では今年5月以降も全国70%の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルが「あった」と回答しており、保団連では「トラブルを解決するためには現行の保険証を残すことが絶対に必要」と訴えています。</p> <p>マイナ保険証は5年ごとの更新が必要です。更新には3ヶ月以内に役所に出向く必要があり、更新を忘れて医療機関にかかった時に資格情報が無効となり、窓口で10割負担を求められることも起きかねません。</p> <p>そもそもマイナンバーカードをつくるか、マイナ保険証として使うかは任意であると、政府は国民に説明・約束してきました。ここに来て、マイナカードの取得を事実上、強制して保険証を廃止することは拙速すぎる対応ではないでしょうか。</p> <p>政府はマイナ保険証の利点を「本人の同意があれば他院で処方さ</p>		

	<p>れた薬など情報共有できる」と宣伝していますが、情報共有は「おくすり手帳」や「問診」で済むことです。</p> <p>こうしたことから、国民の不安に応え、医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求め、国に対して意見書を提出することを請願します。</p>
紹介議員	永山 敏郎 岩切 達哉 前屋敷 恵美